

令和 6 年12月議会

生活環境委員会 報告資料

I. 専決処分報告

- 報告第54号 県道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について 1 頁
- 報告第55号 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について 5 頁
- 報告第56号 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について 9 頁
- 報告第57号 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について 13 頁

II. その他報告

- 福岡市道路整備アクションプラン2028（原案）と市民意見募集について 18 頁
- 福岡市自転車活用推進計画（原案）と市民意見募集について 26 頁
- 福岡市下水道経営計画2028（原案）について 33 頁
- 月隈（金の隈一丁目）地区下水道築造工事請負契約の締結について 47 頁
- 堅粕第3ポンプ場 雨水ポンプ設備更新工事請負契約の締結について 53 頁
- 堅粕第3ポンプ場 電気設備更新工事請負契約の締結について 59 頁
- 和白水処理センター 1系消化槽設備更新工事請負契約の締結について 65 頁

令和 6 年12月

道 路 下 水 道 局

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、県道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、令和6年11月15日次のように専決処分した。

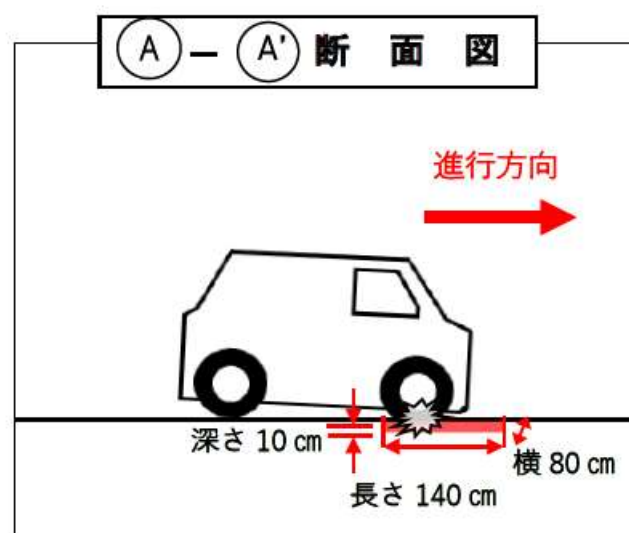
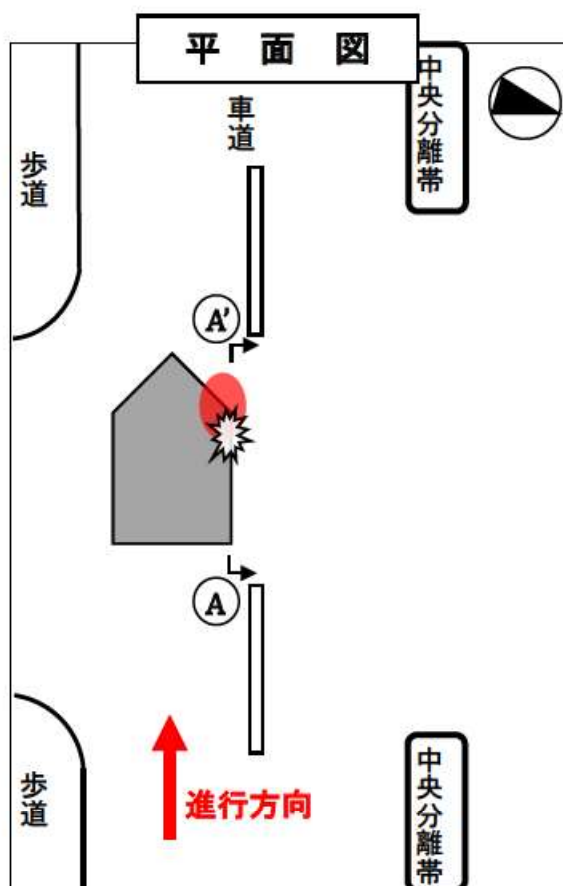
損害賠償の相手方	損害賠償額
(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	37,840円

令和6年2月5日午後10時頃、相手方〇〇〇〇〇〇所有の小型乗用自動車が、市内東区蒲田四丁目7番1号付近の県道を走行中、当該県道の路面が破損していたため、当該箇所に車輪が落ち込み、当該車両が破損して損害が生じたものである。

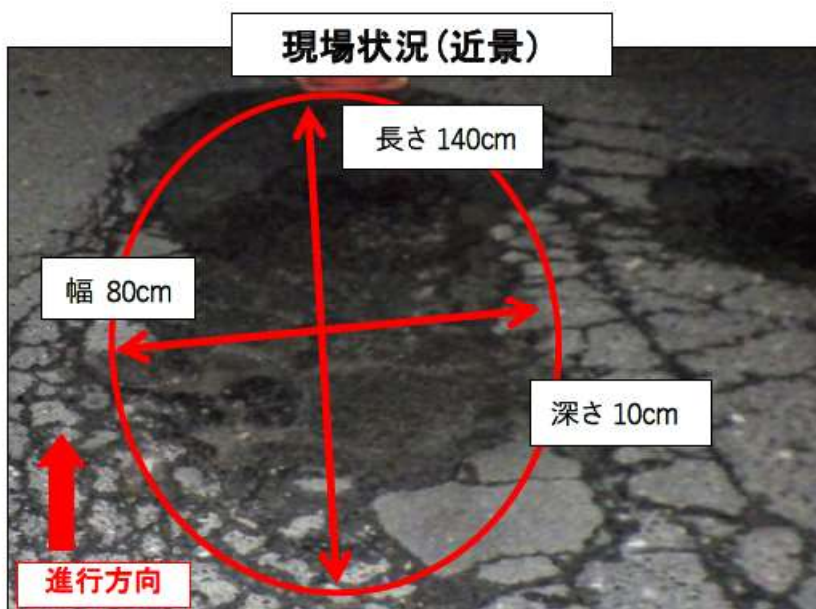
上記について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和6年12月11日

福岡市長 高 島 宗 一 郎



人的損害	0 円
物的損害	94,600 円
損害額計	94,600 円
市の過失割合	4 割
損害賠償額	37,840 円



車 両 全 景



破 損 状 況



右前輪
タイヤのわれ、ホイール破損

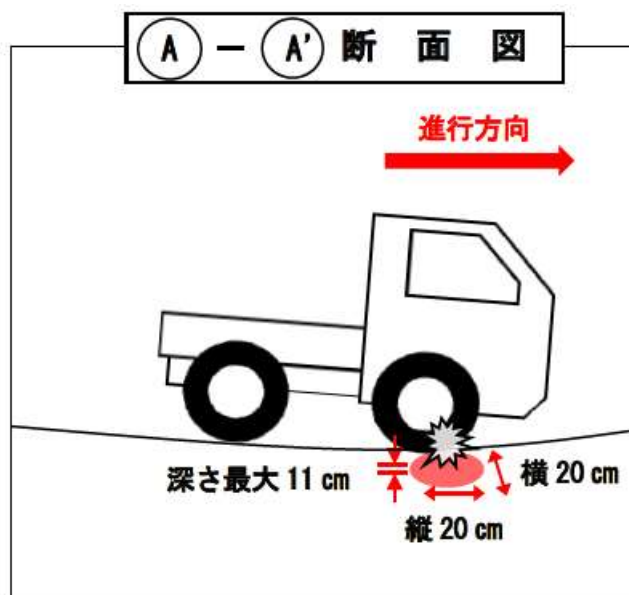
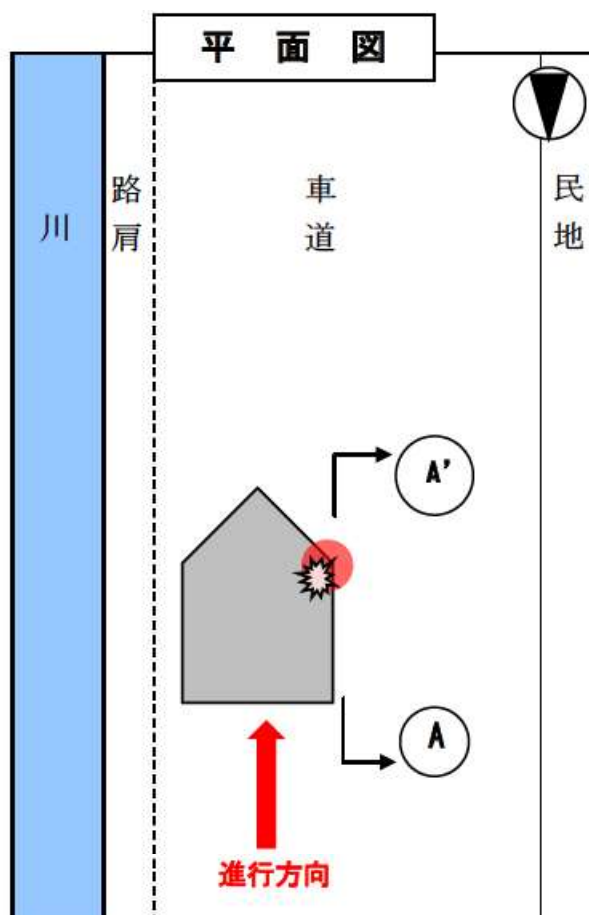
市長の専決処分事項に関する条例の規定により、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、令和6年10月23日次のように専決処分した。

損害賠償の相手方	損害賠償額
(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	18,199円

令和6年2月23日午後零時頃、相手方〇〇〇〇〇所有の軽貨物自動車が、市内西区大字金武989番1付近の市道を走行中、当該市道の路面が破損していたため、当該箇所に車輪が落ち込み、当該車両が破損して損害が生じたものである。

令和6年12月11日

-5-



人的損害	0 円
物的損害	36,398 円
損害額計	36,398 円
市の過失割合	5 割
損害賠償額	18,199 円



車 両 全 景



破 損 状 況



右前輪、パンク



右後輪、裂傷

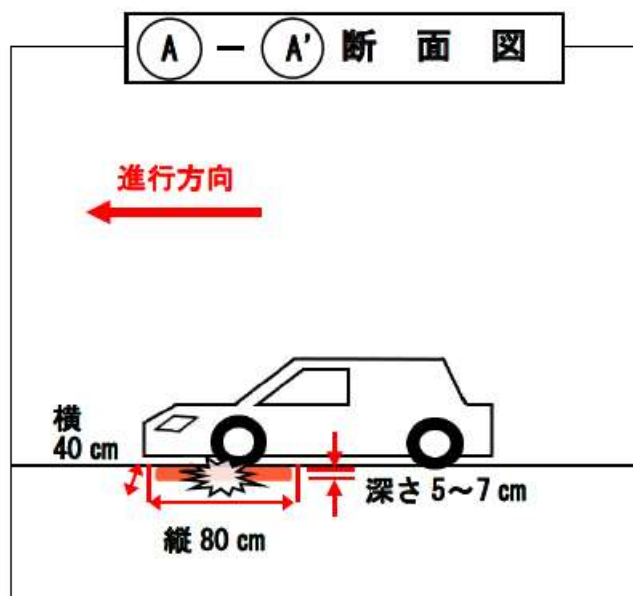
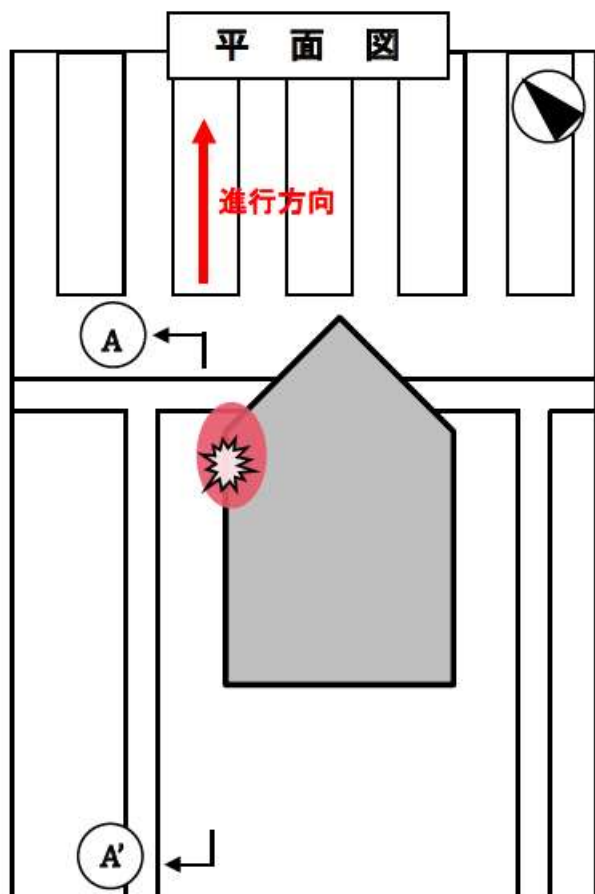
市長の専決処分事項に関する条例の規定により、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、令和6年11月11日次のように専決処分した。

損害賠償の相手方	損害賠償額
(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	113,709円

令和6年4月5日午前8時頃、相手方〇〇〇〇〇〇所有の普通乗用自動車が、市内博多区築港本町5番6号付近の市道を走行中、当該市道の路面が破損していたため、当該箇所に車輪が落ち込み、当該車両が破損して損害が生じたものである。

令和6年12月11日

-9-

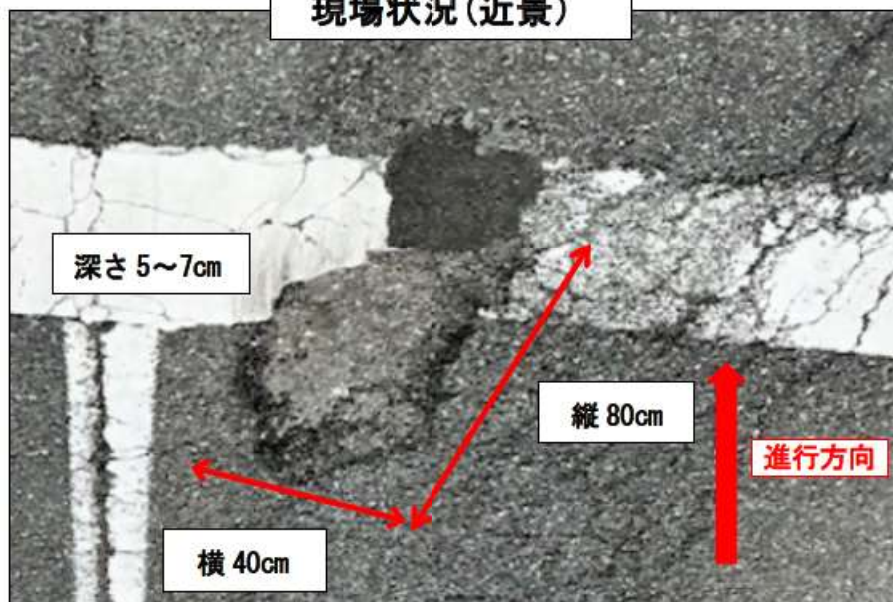


人的損害	0 円
物的損害	227,419 円
損害額計	227,419 円
市の過失割合	5 割
損害賠償額	113,709 円

現場状況(遠景)



現場状況(近景)



補修後



車 両 全 景



破 損 状 況



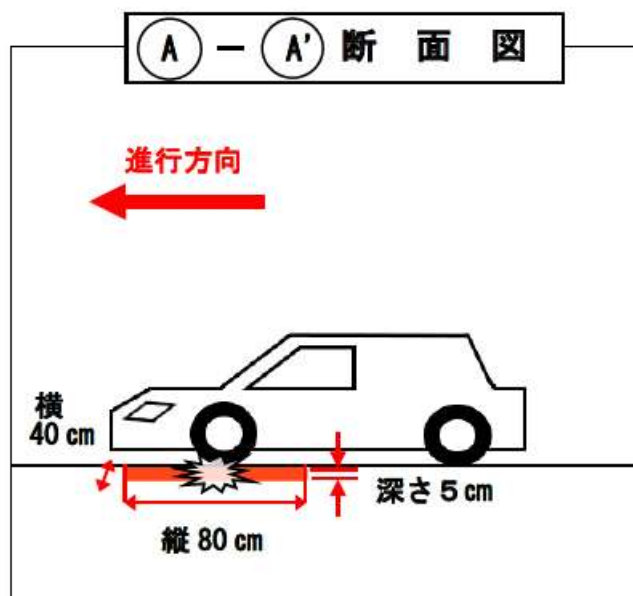
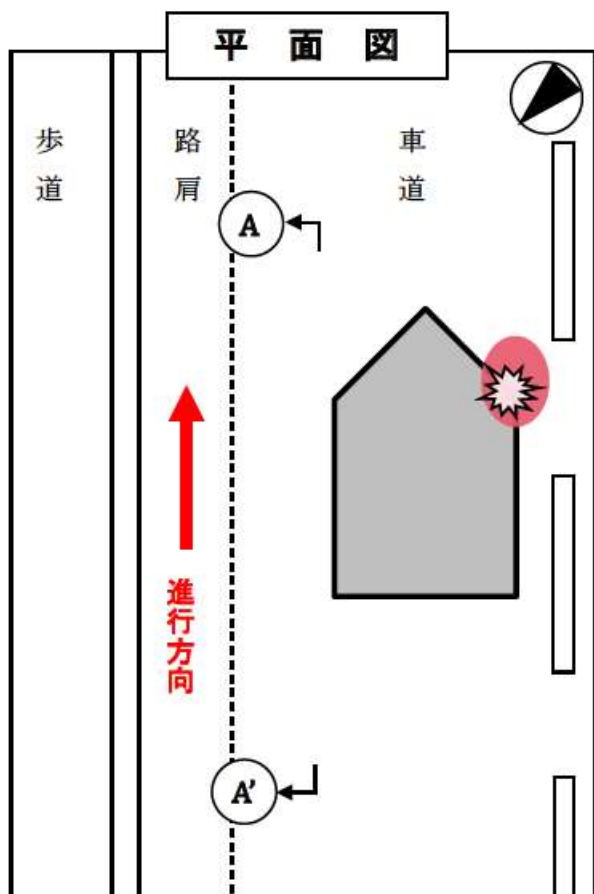
市長の専決処分事項に関する条例の規定により、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、令和6年11月11日次のように専決処分した。

損害賠償の相手方	損害賠償額
(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	51,836円

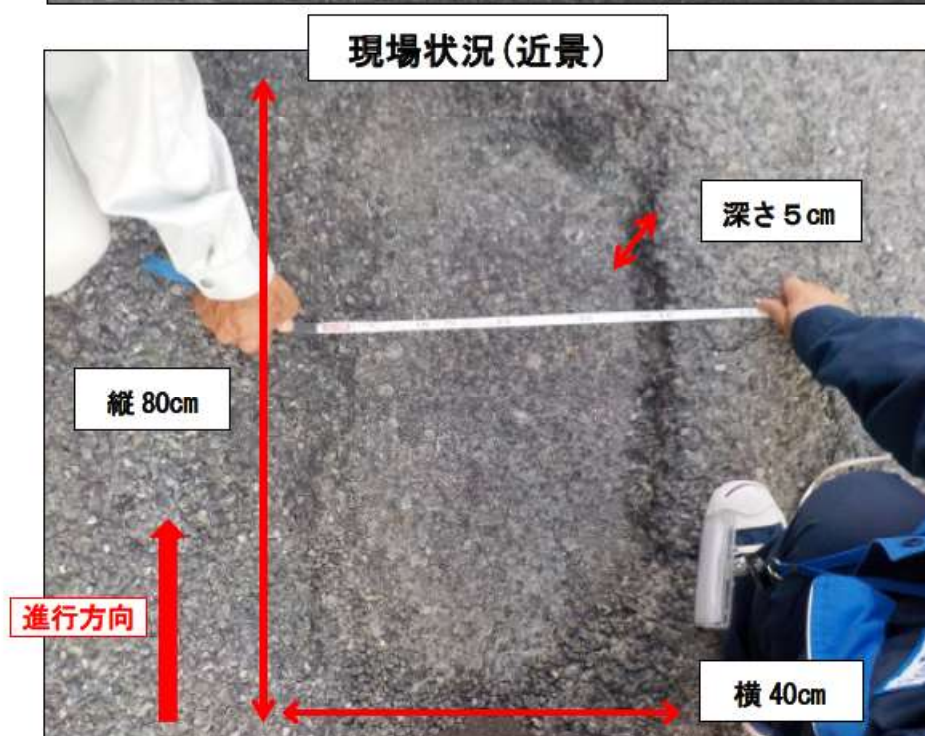
令和6年5月17日午前11時45分頃、相手方〇〇〇〇〇〇の普通乗用自動車が、市内博多区山王一丁目11番35号付近の市道を走行中、当該市道の路面が破損していたため、当該箇所に車輪が落ち込み、当該車両が破損して損害が生じたものである。

令和6年12月11日

-13-



人的損害	0 円
物的損害	129,590 円
損害額計	129,590 円
市の過失割合	4 割
損害賠償額	51,836 円



車 両 全 景



破 損 状 況

右前輪



右後輪



福岡市道路整備アクションプラン2028(原案)と市民意見募集について

1 報告の趣旨

道路分野の実施計画である「福岡市道路整備アクションプラン2024（以下、現計画という）」が、計画期間の満了を迎えることから、「福岡市道路整備アクションプラン2028（以下、本計画という）」を策定するものであり、今回、その原案について報告するもの。

なお、原案については、公表し市民の意見を募集するもの。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
整備計画検討		原案の検討 (基本的な考え方や主要施策等の検討・整理)	パブリックコメント 最終案作成 策定
福岡市道路整備懇談会		第1回 第2回 第3回	
生活環境委員会報告	12月議会 ● 着手	9月議会 12月議会 ● ● 骨子案 原案	● ● 最終案 成案配布 (議場)
【参考】市基本計画	素案の検討 (市民参加プロジェクト・9次計画総括)	総合計画審議会 ●12月議案提出	
【参考】市都市交通基本計画	●6月着手 ●12月市民意見等の概要	●6月検討状況 ●9月骨子案 ●12月原案	検討 改定

2 原案について

(1) 計画の位置付け

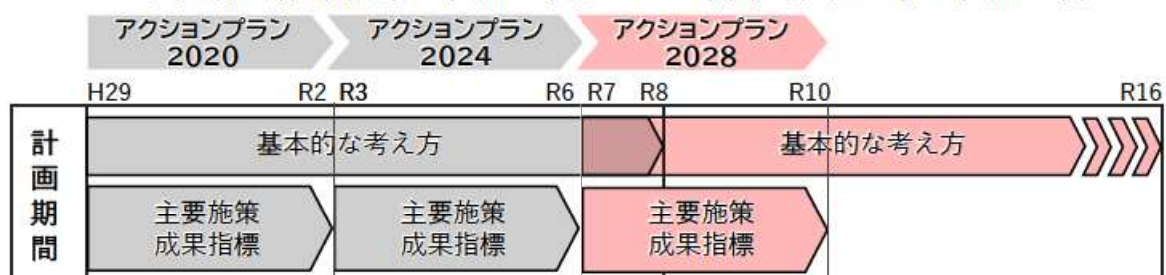
本計画は、福岡市総合計画や交通政策の基本的指針である福岡市都市交通基本計画に基づき、道路分野における実施計画として、道路整備の基本的な考え方や主要施策を定めるもの。



(2) 計画期間

道路整備の基本的な考え方：令和7年度から概ね10年間

主要施策や成果指標：令和7年度から4年間（令和7年～令和10年）



(3) 道路整備の基本的な考え方・主要施策

福岡市基本計画や都市交通基本計画の検討状況、道路を取り巻く状況の変化、市民や議会、道路整備懇談会の意見などを踏まえ、以下のとおり、令和7年度から概ね10年間の「道路整備の基本的な考え方」、及びそれらを実現する、令和7年度から4年間（令和7年～令和10年）の「主要施策」を整理したもの。

福岡市基本計画・福岡市都市交通基本計画		
道路を取り巻く状況の変化	市民からの意見	道路整備懇談会からの意見
・超高齢社会の進展 ・交流人口の増加 ・自然災害への備えの重要性 ・気候変動（気温の上昇など） ・脱炭素社会に向けた社会的要請 ・義務的経費の増加	・安全・安心に歩ける道路整備 ・歩道への休憩施設の設置 ・道路ネットワークの強化 ・渋滞解消 ・楽しく歩ける道路整備 ・無電柱化の推進 ・道路の緑化・維持補修	・認知症の方への配慮 ・局所的な渋滞対策 ・快適で楽しい魅力ある道路空間 ・災害を意識した道路パトロール ・市民による道路の見守り ・脱炭素社会を実現する取組み ・憩いや潤いを与える街路樹整備
など		
道路整備の基本的な考え方 (令和7年度から概ね10年間)	主要施策 (令和7年度から4年間)	
 1. 安全・安心でみんなにやさしい道づくり	● すべての人が移動しやすい道路整備 ・道路のバリアフリー化 拡充 ● 誰もが健康で活躍できる道路整備 ・外出を促すベンチなどの設置 拡充 ● 交通事故から命を守る安全対策 ・通学路などの安全対策 ・効率的・効果的な安全対策	
 2. 都市の魅力・活力を高める道づくり	● 都市の骨格を形成する道路整備 ・幹線道路の整備 ・自動車専用道路の整備 ● 既存ストックを活用した交通円滑化 ・ボトルネック交差点などの改善 拡充 ● 総合交通体系の構築を支える道路整備 ・公共交通の利便性向上 ・都心部の交通対策 拡充 ・多様なモビリティに対応した道路空間の検討 ● 彩りや潤いを感じる質の高い道路空間の創出 ・楽しくて居心地が良い道路空間の創出・活用 拡充 ・地域の個性を活かした道路空間の整備 ・まちづくりと連携した道路整備	
 3. 災害に強い道づくり	● 自然災害に備える道路整備 ・無電柱化の推進 拡充 ・橋梁耐震補強の推進 ・狭あい道路の拡幅整備 ・道路パトロール・道路啓開の実施 ● 持続可能な道路の維持管理 ・計画的補修による橋梁などの長寿命化 ・維持管理の高度化・効率化 ・道路利用の適正化 ● 市民との共働による道路保全 ・市民などによる道路の見守りの促進 拡充	
 4. 環境にやさしい道づくり	● 温室効果ガスを削減する取組み ・自転車活用の促進 ・低炭素な建設資材の活用 新規 ・道路照明灯、防犯灯のLED化 ・再生可能エネルギーの活用 新規 ・手続きなどのオンライン化 新規 ● 気候変動に対応した道路整備 ・街路樹による道路緑化 ・環境に配慮した舗装材の活用 新規	

(4) 代表的な主要施策

柱1：安全・安心でみんなにやさしい道づくり

『すべての人が移動しやすい道路整備』

●道路のバリアフリー化 拡充

すべての人々が社会参加に向けて安全で快適に移動できるよう、ユニバーサルデザインに基づいた道路のバリアフリー化に取り組む。

特に、「福岡市バリアフリー基本計画」に定める重点整備地区内の生活関連経路については、優先的に整備を進める。

整備にあたっては、歩道のフラット化、段差のない縁石やエスコートゾーンの設置、踏切部の誘導表示などに取り組む。

また、道路案内標識が外国人旅行者にも分かりやすいものとなるよう、英語表記の改善に取り組むとともに、認知症になっても住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるまち「認知症フレンドリーシティ」を目指して、「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」に基づいた、認知症の人にも分かりやすい道案内の検討に取り組む。



『誰もが健康で活躍できる道路整備』

●外出を促すベンチなどの設置 拡充

高齢者や体の不自由な人をはじめ、誰もが安心して外出できる環境をつくるため、歩道幅員が狭いバス停に幅をとらないベンチを設置するなど、引き続き、ベンチの設置に取り組む。

また、Fitness Cityプロジェクトとして、自然と楽しく体を動かしたくなる仕組みや仕掛けづくりに取り組む。



柱2：都市の魅力・活力を高める道づくり

『既存ストックを活用した交通円滑化』

●ボトルネック交差点などの改善 拡充

交通の円滑化を図るため、渋滞が著しい交差点の改良に取り組むとともに、国土交通省が実施する国道3号博多バイパス立体化事業の促進に取り組む。

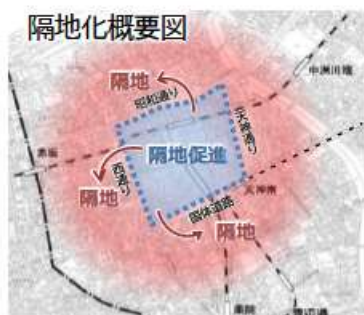
特に、平均速度20km/h未満などの要件から「地域の主要渋滞箇所」として選定されている交差点のうち、渋滞長が長いなど課題が多い交差点については、抜本的な交通渋滞の改善に向けた検討に取り組む。



『総合交通体系の構築を支える道路整備』

●都心部の交通対策 拡充

都心部内の道路交通混雑を緩和するため、天神通線の整備や駐車場の隔地化などを進めるとともに、スマートフォン等で天神周辺における駐車場の空き状況などが確認できる「駐車場満空情報システム」の運用と更なるサービス向上に取り組む。



『彩りや潤いを感じる質の高い道路空間の創出』

●楽しくて居心地が良い道路空間の創出・活用 拡充

誰もが魅力を感じ、安心して楽しく回遊でき、市民や来街者が集い憩い多様な活動ができるよう、人が中心となった緑豊かで彩りや潤いを感じる質の高い道路空間の創出に取り組むとともに、「歩行者利便増進道路（ほこみち）制度」などによる、沿道と一体となった道路空間の利用・活用に取り組む。



柱3：災害に強い道づくり

『自然災害に備える道路整備』

●無電柱化の推進 拡充

地震や台風などの災害時における電柱倒壊による道路遮断の防止や、電力・通信網の切断被害の軽減に加えて、安全で円滑な交通確保や観光振興などを図るため、「福岡市無電柱化推進計画」に基づき、緊急輸送道路や生活関連経路などの無電柱化に取り組む。

無電柱化の推進にあたっては、電線管理者と協働で検討を重ねたファスト地中化や工事ヤードの常設化などの手法を活用しつつ、更なるコスト縮減とスピードアップに向けた検討を進める。



『市民との共働による道路保全』

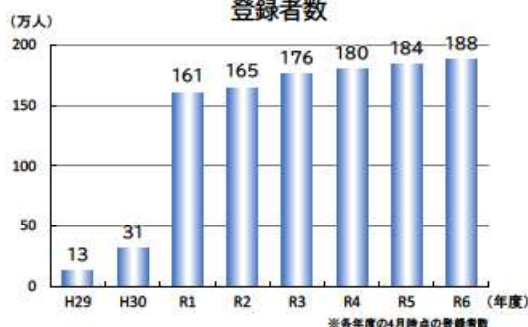
●市民などによる道路の見守りの促進 拡充

危険箇所などの早期発見と迅速な対応を図るため、市民が発見した危険箇所をスマートフォンアプリ「LINE」で通報していただくなど、市民などによる道路の見守りを促進する。

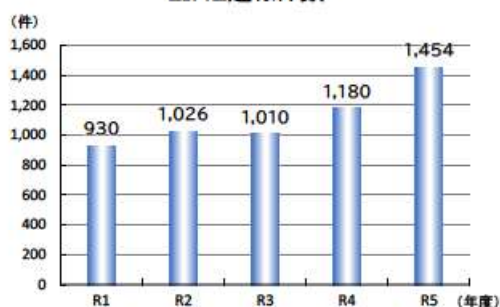
また、道路やまちへの関心と愛着を育み、市民と行政が一体となって美しく安全・安心なまちづくりを推進するため、道路サポーター制度の登録団体数の増加に向けて、登録要件の緩和や登録団体の事務負担の軽減などに取り組むなど、地域住民やボランティア団体などとの共働による道路環境の保全に努める。



福岡市公式LINEアカウント
登録者数



LINE通報件数



柱4：環境にやさしい道づくり

『温室効果ガスを削減する取組み』

●低炭素な建設資材の活用 新規

建設資材の脱炭素化を推進するため、道路工事において、二酸化炭素排出量の削減に効果的なアスファルトやコンクリートの導入に向けた検討に取り組む。

低炭素アスファルト(イメージ)



●再生可能エネルギーの活用 新規

二酸化炭素の排出量が実質ゼロとなる再生可能エネルギーの利用推進を図るため、道路施設への再生可能エネルギー電気の利用や太陽光発電の導入に向けた検討に取り組む。

(参考事例)太陽光発電の導入



●手続きなどのオンライン化 新規

人の移動に伴う環境負荷の低減を図るため、来庁の必要が無いノンストップ行政の実現をめざし、使いやすくて分かりやすいオンライン手続きなどの導入に向けて取り組む。

防犯灯補助金の電子申請



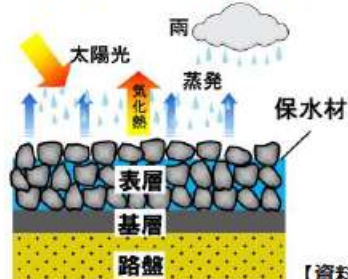
『気候変動に対応した道路整備』

●環境に配慮した舗装材の活用 新規

これまで幹線道路や歩道に採用してきた車両の走行騒音の低減に効果のある低騒音舗装（排水性舗装）や雨水を地下に浸透させる透水性舗装に加え、ヒートアイランド現象の緩和や夏の日差しによるアスファルトの暑さ対策として、路面温度上昇を抑制する舗装材の導入に向けた検討に取り組む。

保水性舗装

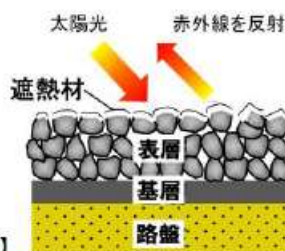
路面温度低減効果 約9～10℃
(降雨などによる保水が必要)



【資料：国土交通省】

遮熱性舗装

路面温度低減効果 約8～10℃



【資料：国土交通省】

3 市民意見募集

募集期間：令和7年2月から令和7年3月頃（1か月程度）

配布資料：福岡市道路整備アクションプラン2028（原案）、意見提出用紙

周知方法：市政だより、プレスリリース など

閲覧場所：各区情報コーナー、入部出張所、西部出張所

福岡市役所（情報プラザ、情報公開室、道路計画課）

福岡市ホームページ

【参考】現計画における主な取り組み

ビジョン1：ユニバーサル都市・福岡を実現する道づくり

1. 人に優しい道づくり

- ◆ 道路のバリアフリー化については、「バリアフリー基本計画（H25.4）」に定める重点整備地区内の生活関連経路を優先的に実施
- ◆ 「ベンチプロジェクト」の一環として、バス停にベンチを約340箇所設置
- ◆ FitnessCityプロジェクトとして、博多駅周辺において、自然と楽しく体を動かしたくなる仕組みや仕掛けづくりを推進
- ◆ 歩車分離などの歩行空間の整備については、小学校周辺の道路を優先的に実施
- ◆ 「福岡市通学路交通安全対策プログラム」に基づき、学校、保護者、地域、各関係機関と連携・協力し、通学路の安全対策を推進
- ◆ 車両走行情報のビッグデータを活用した、効率的・効果的な交通安全対策として、4地区でゾーン30プラスを設定

2. 公共交通を活かす道づくり

- ◆ マイカーから公共交通への利用転換を促し、道路交通混雑の緩和を図るため、博多駅筑紫口などの駅前広場の再整備やバス停への上屋（ベンチ）設置（約20箇所）を推進

3. 自転車と共生する道づくり

- ◆ 自転車通行空間の整備や放置自転車対策（駐輪場の確保、モラル・マナーの啓発、放置自転車の撤去）、路上駐輪場の廃止を推進

ビジョン2：都市の魅力に磨きをかける道づくり

4. 経済活動を支える道づくり

- ◆ 経済活動や物流・交流を支えるため、福岡高速3号線の延伸事業を推進するとともに、都市計画道路などの幹線道路整備を推進
- ◆ 西鉄天神大牟田線連続立体交差事業による鉄道高架化を実施

5. まちづくりや多様なモビリティに対応した道づくり

- ◆ 拠点の魅力の向上や交通円滑化に向けて、九州大学箱崎キャンパス跡地や橋本駅周辺において、まちづくりと連携した道路空間の整備を推進
- ◆ 沿線のまちづくりと一体となって天神通線（北側）の整備を推進

6. FUKUOKAを楽しむ道づくり

- ◆ 賑わいや憩いを感じる歩行空間の整備や、「ほこみち制度（歩行者利便増進道路）」などによる道路空間の利用・活用を推進
- ◆ 地域と行政が一体となって、Fukuoka East&West Coastプロジェクトや博多旧市街プロジェクトなど地域の個性を活かした道路空間の景観形成を推進

ビジョン3：市民のくらしを守る道づくり

7. 災害に強い道づくり

- ◆ 災害時においても必要な人・物・情報のネットワークを確保し、市民の安全・安心を保つため、興徳寺橋の架け替えや無電柱化の整備などを推進

8. 環境に配慮した道づくり

- ◆ 電力使用量や二酸化炭素排出量削減のため、道路照明灯のLED化などを推進

9. 次世代に繋ぐ道づくり

- ◆ 道路を安心して安全に利用できるよう、道路パトロール、定期点検や予防保全対策などを実施
- ◆ ドローンなどの新技術を活用した橋梁点検を実施

10. みんなで守り育む道づくり

- ◆ 道路への関心と愛着を育むことや、地域住民や企業等との共働による安全・安心なまちを創るため、防犯灯設置への助成や市民等による道路環境の保全や見守りを実施

【参考】現計画における成果指標と進捗状況

ビジョン1：ユニバーサル都市・福岡を実現する道づくり

成果指標	R2末策定時	R6末目標	R6末見込
生活関連経路のバリアフリー化された割合 バリアフリー化された延長÷生活関連経路全延長(直轄道路、臨港道路等除く)	91% (35.9km/39.2km)	99% (39.0km/39.2km)	95.9% (37.6km/39.2km)
小学校周辺の歩車分離率 通学路を含む小学校から半径250mの道路のうち、歩車分離された延長÷全延長	73% (258.4km/349.6km)	82% (288.8km/349.6km)	82.9% (289.6km/349.6km)
自転車通行空間の整備延長 車道及び歩道における自転車通行空間の整備延長	122km	160km	154.5km

ビジョン2：都市の魅力に磨きをかける道づくり

成果指標	R2末策定時	R6末目標	R6末見込
都市計画道路の整備率 都市計画道路の整備延長÷計画延長	84.7% (428.6km/505.8km)	86.1% (435.4km/505.8km)	85.4% (431.8km/505.8km)
都心部を回遊する歩行者量 天神と博多を結ぶ7つの橋の断面歩行者量の合計(7:00～20:00) (西大橋・福博であい橋・中洲懸橋・春吉橋・灘の川橋・住吉橋・柳橋)	41,310人	46,000人	調査中

ビジョン3：市民のくらしを守る道づくり

成果指標	R2末策定時	R6末目標	R6末見込
無電柱化推進計画に基づく無電柱化整備延長 無電柱化推進計画に基づき、整備した延長	150km	168km	165.4km
橋梁の長寿命化修繕計画に基づく橋梁修繕数 修繕計画に基づき、修繕した橋梁数	175橋	234橋	228橋
道路照明灯のLED化率 LED照明灯数÷市管理の照明灯数	86% (32,845基/38,033基)	95% (36,151基/38,033基)	91.6% (34,822基/38,033基)
地域が設置する防犯灯のLED化率 LED防犯灯数÷地域の防犯灯数	89% (39,125基/44,193基)	100%	95.1% (42,034基/44,193基)
市民等との共働による道路の保全活動団体数 道路サポーター制度の登録団体数	12団体	25団体	25団体

福岡市自転車活用推進計画（原案）と市民意見募集について

1 報告の趣旨

自転車活用の実施計画である「福岡市自転車活用推進計画（以下、「現計画」という。）」が、計画期間の満了を迎えることから、「新しい福岡市自転車活用推進計画（以下、「本計画」という。）」を策定するものであり、今回、その原案について報告するもの。

なお、原案については、公表し市民の意見を募集するもの。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
計画検討		原案の検討 (基本方針や施策等の検討・整理)	パブリックコメント 最終案作成 策定
自転車活用推進計画 検討委員会		第1回 第2回 第3回	
生活環境委員会 報告	12月議会 着手	9月議会 12月議会 骨子案 原案	最終案 成案配布 (議場)
【参考】 市基本計画	素案の検討 (市民参加プロジェクト・9次計画総括)	総合計画審議会 ●12月議案提出	
【参考】 市都市交通基本計画	●6月着手 ●12月市民意見等の概要	●6月検討状況 ●9月骨子案 ●12月原案	検討 改定

2 原案について

(1) 計画の位置付け

本計画は、自転車活用推進法（平成29年5月施行）に基づき、福岡市総合計画や交通政策の基本的指針である福岡市都市交通基本計画を踏まえ、自転車活用推進に係る実施計画として基本方針や各施策を定めるもの。



(2) 計画期間

自転車活用の基本方針：令和7年度から概ね10年間

各施策や成果指標：令和7年度から4年間（令和7年～令和10年）



(3) 本計画の基本方針及び各施策

福岡市基本計画や都市交通基本計画の検討状況、自転車を取り巻く状況の変化並びに市民や議会、福岡市自転車活用推進計画検討委員会（以下、「検討委員会」という。）の意見などを踏まえ、以下のとおり、令和7年度から概ね10年間の「自転車活用の基本方針」、及びそれらを実現する、令和7年度から4年間（令和7年～令和10年）の「各施策」を整理したもの。

福岡市基本計画・福岡都市交通基本計画

自転車を取り巻く状況の変化

- ・今後の自転車利用者層の人口は当面横ばい
- ・自転車関連事故の減少に対し、対歩行者事故は横ばい
- ・青切符導入等、自転車利用適正化に向けた動き
- ・放置自転車減少と良好な駐輪マナーの保持
- ・シェアサイクルの利用者増
- ・インパウンドの回復
- ・脱炭素社会の実現に向けた動き

市民からの意見

- ・自転車通行空間の整備
- ・自転車で安全に移動しやすい交通環境創出
- ・駐輪場の充実や改善
- ・様々な形状の自転車やバイクの駐輪への対応
- ・自転車の交通マナーについて対策強化
- ・放置自転車の撤去
- ・シェアサイクルポートの充実や対象エリアの拡大

検討委員会からの意見

- ・更なる自転車通行空間の整備
- ・自転車通行の安全性向上
- ・駐輪場の分かり易い案内等
- ・景観に配慮した駐輪場整備
- ・利用の偏りの改善
- ・更なる交通ルールの周知
- ・交通ルール・マナーに関するより効果的な啓発活動
- ・シェアサイクルなどによる外国人観光客への自転車活用促進
- ・総合交通体系の中でのシェアサイクル等の活用

基本方針(令和7年度から概ね10年間)

施策(令和7年度から4年間)

はしる：自転車通行環境の創出

安全で快適な通行環境づくり

3

安全で快適な通行環境づくり

7

安全で快適な通行環境づくり

11

安全で快適な通行環境づくり

- 道路を利用する皆の安全と快適につながる自転車通行空間の創出
- 安心して走行できる自転車通行環境の創出

施策1：自転車通行空間の整備

施策2：逆走防止等の表示

施策3：違法駐車の積極的な取締り

施策4：自転車走行ルートの誘導案内

とめる：駐輪環境の整備

利用しやすい駐輪環境づくり

3

安全で快適な通行環境づくり

7

安全で快適な通行環境づくり

11

安全で快適な通行環境づくり

- まちづくりと連携した駐輪場の整備
- 駐輪場の利便性向上

施策5：まちづくりの機会を捉えた駐輪場整備

施策6：民間と共働した駐輪場整備

施策7：持続可能な施設利用のための計画的な更新

施策8：多様なニーズに対応した駐輪環境の整備

施策9：駐輪サービスの利便性向上

まもる：自転車利用の適正化

適正な自転車利用の促進

3

安全で快適な通行環境づくり

4

安全で快適な通行環境づくり

11

安全で快適な通行環境づくり

- 自転車安全利用の推進及び促進
- 良好な駐輪マナーの継続

施策10：自転車安全教育、啓発活動の推進

施策11：街頭指導強化、地域における安全利用に関する活動の促進

施策12：自転車損害賠償保険等への加入促進

施策13：啓発活動による適正な自転車利用

施策14：放置自転車の撤去

施策15：ICTを活用した効率的な放置自転車対策

いかす：自転車の活用

自転車を活用したまちづくり

3

安全で快適な通行環境づくり

7

安全で快適な通行環境づくり

11

安全で快適な通行環境づくり

- 自転車に親しむ機会の創出
- 自転車を活用したまちの活力向上

施策16：サイクルツーリズムの推進

施策17：自転車に親しむ取組みの促進

施策18：自転車を活用した健康づくり

施策19：シェアサイクルの活用促進

施策20：自転車利活用に関する取組みの促進

(4) 代表的な施策

はしる

施策1：自転車通行空間の整備

充実・重点



市道博多駅前線(はかた駅前通り)

道路交通法上、自転車は車両であり、車道の左側通行が原則となっている。

自転車関連の事故全体が減少する中、対歩行者の事故は減っておらず、多くは、歩道上で発生している。

このため、道路を利用する皆の安全と快適につながる自転車通行空間の整備を推進していく。



側溝改良前



側溝改良後

幅の狭い側溝に改良し、通行空間の幅員を広く取った事例
【市道博多駅前線(住吉通り)】

なお、車道と混在する矢羽根タイプの整備などにおいても、中央分離帯の縮小や幅の狭い側溝への改良などにより、自転車、自動車それぞれの有効幅員をなるべく広く取るよう工夫して整備し、より安全な自転車通行空間の確保に努めていく。

とめる

施策8：多様なニーズに対応した駐輪環境の整備

充実・重点

通常の駐輪ラックでは停めにくい子ども乗せ自転車やスポーツタイプ、マウンテンバイク等の様々な形状の自転車や高齢者等が利用しやすい駐輪環境を整備していく。



改修前



改修後

出入口付近の空いたスペースに
子ども乗せ自転車を駐輪

子ども乗せ自転車専用の
スペースを設置



駐輪区画を認知しやすいゾーンサイン(イメージ)

まもる

施策10：自転車安全教育、啓発活動の推進

充実・重点



交通安全キャンペーンの様子



四季の交通安全運動啓発チラシ

今後の交通反則通告制度(青切符)導入なども見据え、交通ルールを遵守する必要があることについて、市民へ理解を促すため、引き続き効果的な周知・啓発を実施していく。



広域サイクリングルート

福岡県の広域サイクリングルートに認定されている「福岡・糸島ルート」と「直方・宗像・志賀島ルート」において、サイクリスト受入環境の整備等を進め、自転車を活用した観光振興に取り組んでいく。



二見ヶ浦エリア



志賀島エリア

(5) 市民に分かりやすい情報掲載

自転車に関する交通ルールや、利用することでの効用、安全利用、その他自転車を利用するうえで知っておいて欲しい情報を、自転車利用割合の高い若者をはじめ多くの世代に親しみやすく分かりやすい内容にまとめ、掲載する。



(主な掲載内容)

- そもそも自転車とは？
 - ・自転車の定義・種類、利用に必要な自転車等
- 自転車の効用
 - ・移動のはやさ、環境やカラダへの効用等
- 自転車のルール
 - ・基本ルール、気をつけるべきルール、青切符導入や罰則規定、保険加入等
- 自転車の安全利用
 - ・点検・整備、幼児乗せ自転車利用

3 市民意見募集

募集期間：令和7年2月から令和7年3月頃（1か月程度）
 配布資料：福岡市自転車活用推進計画（原案）、意見提出用紙
 周知方法：市政だより、プレスリリース、市営駐輪場にて掲示 など
 閲覧場所：

- ・各区情報コーナー、入部出張所、西部出張所
- ・福岡市役所（情報プラザ、情報公開室、自転車課）
- ・福岡市ホームページ

はしる 自転車通行環境の創出

基本方針：安全で快適な通行環境づくり

(1) 安全で快適な自転車通行環境の創出

- ◆ 自転車通行空間の新たな整備路線を選定し、自転車通行空間整備を推進

(2) 安心して走行できる自転車通行空間ネットワークの形成

- ◆ 交通量等の各種データに基づく自転車通行空間ネットワークの検討

とめる 駐輪環境の整備

基本方針：利用しやすい駐輪環境づくり

(1) 民間等との共働による利用しやすい駐輪場の整備

- ◆ 櫛田神社前駅駐輪場や桜並木駅駐輪場など、まちづくりの進展等にあわせ、駐輪場整備を実施
- ◆ 天神地区や博多地区など、路上駐輪場の撤去を実施

(2) 駐輪場の利便性向上

- ◆ 多様な駐輪ニーズへの対応や、キャッシュレス化、情報発信等による利便性向上を実施

まもる 自転車利用の適正化

基本方針：適正な自転車利用の促進

(1) 適正な走行ルールの周知・徹底とマナー向上

- ◆ 自転車の安全利用に向け、「福岡市自転車の安全利用に関する条例」に基づき、自転車のルール・マナーに関する安全教室や啓発活動を実施

(2) 安全・安心な自転車利用の促進

- ◆ 自転車損害賠償保険等について、加入義務の対象者（自転車利用者、従業員に自転車を利用させる事業者、自転車貸出業者）に対する周知を実施
- ◆ 自転車点検整備やヘルメット着用促進に向け、周知・啓発を実施

(3) 放置対策の推進及び駐輪マナーの向上

- ◆ 「放置サイクル ZERO 宣言！キャンペーン」の啓発活動や「街頭指導・放置自転車対策協力員制度」の活動の実施
- ◆ 定期的な放置自転車の撤去を実施

いかす 自転車の活用

基本方針：自転車を活用したまちづくり

(1) 自転車に親しむ機会の創出

- ◆ 広域サイクリングルートの整備等を進め、観光案内版などの設置によりサイクリスト受入環境の整備を実施

(2) 自転車を活用したまちづくりの推進

- ◆ 福岡市の都心部の回遊性向上などを目的として、事業者と共同で「福岡スマートシェアサイクル事業」を実施

【参考】現計画における成果指標と進捗状況

成果指標		R2年度末策定時 (基準値)	令和6年度末 予定	令和6年度末 目標
は し る	自転車通行空間整備延長	122.7km	154.5km	160km
	自転車関連事故件数	1,770件/年 (令和元年)	※R5実績値 1,386件/年	1,600件/年
	安全性や走行性の満足度※1	16.7% (平成30年度)	24.1%	25%
と め る	駐輪場整備台数※2	—	920台	約1,000台
	路上駐輪場設置台数	4,933台	3,963台	4,500台
	附置義務駐輪台数	56,826台 (令和2年3月末)	※R5実績値 63,496台	60,000台
ま ち る	自転車の交通安全教室の開催	321回/年 (令和元年度)	※R5実績値 252回/年	350回/年
	自転車損害賠償保険等の加入率	52.4%	66.8%	100%
	自転車の走行マナーについての満足度※3	25.1% (令和元年度)	※R5実績値 27.1%	40%
	自転車放置率	1.6%	※R5実績値 1.3%	現状維持
	保管自転車の返還率※4	61.3% (令和元年度)	※R5実績値 43.0%	65%
い か す	シェアサイクルポート数	243か所 (令和2年3月末)	760か所	600か所以上
	シェアサイクルの月間平均ライド数	123,000回 (令和元年度)	630,000回	約30万回以上

※1：市政アンケート「自転車が安全でスムーズに走ることができる」についての「満足」と「どちらかといえば満足」の合計

※2：市が新設で整備する駐輪場（路上駐輪場除く）に限る

※3：市政アンケート「自転車の走行マナーについて」の「良い」と「どちらかといえば良い」の合計

※4：放置自転車として撤去され、市内の保管所に保管されている自転車の返還率

